

○松本市上下水道局低入札価格調査制度実施要綱

平成19年3月30日

上下水道局告示第9号

改正 平成21年8月31日上下水道局告示第26号

平成22年3月31日上下水道局告示第8号

平成23年3月31日上下水道局告示第6号

松本市上下水道局低入札価格調査制度試行要綱(平成12年上下水道局告示第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、松本市上下水道局(以下「上下水道局」という。)が発注する建設工事及び委託業務の請負契約の入札において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10第1項(政令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者(以下「最低価格入札者」という。)を調査(以下「低入札価格調査」という。)のうえ落札者にしない場合等の取扱いについて、松本市上下水道局の契約に関する規程(平成10年上下水道局管理規程第16号。以下「規程」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 上下水道局が実施する低入札価格調査については、松本市低入札価格調査制度実施要綱(平成18年告示第145号)を準用する。この場合において、本則中「市長」とあるのは「水道事業及び公共下水道事業の管理者」と、「本市」とあるのは「松本市上下水道局」と、「契約管財課長等」とあるのは「総務課長等」と、「契約管財課長」とあるのは「総務課長」と、第2条中「規則第107条」とあるのは「規程第6条」と、第3条中「松本市最低制限価格制度実施要綱(平成20年告示第340号)第4条」とあるのは「松本市上下水道局最低制限価格制度実施要綱(平成20年上下水道局告示第14号)」と、「規則第109条」とあるのは「規程第6条」と、第4条中「規則第106条」とあるのは「規程第4条」と、「規則第117条第2項」とあるのは「規程第17条第2項」と、第6条中「規則第2条第1項第1号の規定による者をいう。」とあるのは「松本市上下水道局組織規程(平成10年上下水道局管理規程第1号)に定める局長、次長及び課長をいう。」と、第13条中「松本市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成9年訓令甲第1号)別表第1第4項」とあるのは「松本市上下水道局建設工事等入札参加資格

者に係る指名停止規程（平成10年上下水道局管理規程第20号）の規定」と、第14条中「松本市入札結果等公表要綱（平成11年告示第95号。以下「公表要綱」という。）」とあるのは「松本市上下水道局入札結果等公表要綱（平成11年上下水道局告示第13号。以下「公表要綱」という。）」と、別表第2中「規則第130条」とあるのは「規程第34条及び第35条」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行し、同日以後に行う規程第4条の規定による入札の公告及び規程第17条第2項の規定による指名競争入札通知に係る入札から適用する。

附 則（平成21年8月31日上下水道局告示第26号）

この告示は、平成21年9月1日から施行し、同日以後に行う入札の公告又は通知に係るものから適用する。

附 則（平成22年3月31日上下水道局告示第8号）

（施行期日）

この告示は、平成22年3月31日から施行する。

附 則（平成23年3月31日上下水道局告示第6号）

この告示は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に行う入札の公告又は通知に係るものから適用する。